

◆ 担い手通信 ◆

令和元年9月 臨時号

浜松市担い手育成総合支援協議会事務局 浜松市農業振興課

～新たな取り組みや経営発展のために機械や施設の導入を検討されている皆様へ～

1 令和2年度「強い農業・担い手づくり総合支援事業（先進的農業経営確立支援タイプ・地域担い手育成支援タイプ）」及び令和元年度補正「担い手確保・経営強化支援事業」の要望調査について

「強い農業・担い手づくり総合支援事業（先進的農業経営確立支援タイプ・地域担い手育成支援タイプ）」（旧：経営体育成支援事業）及び「担い手確保・経営強化支援事業」は、融資を活用して農業用機械や施設を導入する経費を助成する国の事業です。この事業は、今後も継続して実施される見込みのため、今年度も要望調査を行います。

下記のとおり、内容をご確認のうえ応募いただきますようお願い申し上げます。

なお、予算確保の関係上、期限を過ぎた場合、申込は受け付けられませんのでご了承ください。

※ 両事業は、国予算が確保できない等により、事業自体がやむを得ず中止となる場合がございます。

【 締 切 】 令和元年9月13日（金）17:00必着 **※期限厳守**

【申込後の流れ】 年度内に個別ヒアリングを行い、申請内容や成果目標等を確認する予定です。

【 応募資格 】 以下の①～③の全てに該当する方（④は該当される方のみ）

- ① 浜松市の「人・農地プラン」に位置づけられた認定農業者又は認定新規就農者であること。
- ② 応募用紙に記載されている配分基準点の自己チェックが合計12点以上となっていること。
- ③ 導入予定の機械や施設を活かして新規取組等の成果目標を立て、3年内に達成できること。
※未達成の場合には補助金返還になる場合がございますのでご留意ください。
- ④ 過去に国庫補助事業※を採択されたことがある方の場合、未達成となっている目標がないこと。
※国庫補助事業とは、今回の要望調査対象事業のほか、経営体育成支援事業を含みます。

【 申込条件 】 以下の①～⑤の全てを了承いただける方

- ① 国からの通知を受け、要件等の内容変更や、事業が中止される場合があります。
- ② 各事業は、全国の中でポイントの高い市町村又は地域から採択される事業です。
市又は地域のポイントは、申請内容を構成する経営体の配分基準ポイントの平均値から算出され、経営体の配分基準ポイントは、3年後の達成目標や、過去3年間の取組内容に基づいて算出されます。
- ③ 浜松市が事業採択した後に、機械・施設が発注可能となりますが、現時点での採択時期は未定です。（令和元年度の「強い農業・担い手づくり総合支援事業（先進的農業経営確立支援タイプ・地域担い手育成支援タイプ）」では令和元年8月、平成29年度補正事業の「担い手確保・経営強化支援事業」の場合は平成30年6月に発注可能となりました。）
- ④ 過去にこの事業を採択された方の場合、過去に選択した成果目標と重複することはできません。
- ⑤ 導入した機械・施設について、耐用年数が切れるまで利用日誌の作成と、毎年市への提出が必要です。
- ⑥ 「新たな農業経営指標」（インターネット経営自己チェック）を活用し、毎年市への提出が必要です。

	事業 1	事業 2	事業 3
事業名	強い農業・担い手づくり 総合支援事業 (先進的農業経営確立支援 タイプ)	強い農業・担い手づくり 総合支援事業 (地域担い手育成支援 タイプ)	担い手確保・経営強化 支援事業
事業概要	新規の取り組みや規模拡大など、経営改善・発展の目標を立て、その実現のために融資を活用して機械・施設等を導入する経費を助成します。 <u>※自己資金のみで導入される場合は対象外となります。</u>		
補助対象	それぞれの価格が 50 万円（税込）以上の機械・施設等で、耐用年数が 5 年～20 年のもの ※ 農業用であること。 トラック、倉庫等、広く他の用途に使えるものは対象外です。 ※ 老朽化や故障等に伴う買い替え（単純更新）は対象外です。		
補助率	取得価格の 3/10 以内又は融資額のいずれか低い額		取得価格の 5/10 以内又は融資額のいずれか低い額
補助上限	個人 1,000 万円 法人 1,500 万円	個人・法人 300 万円	個人 1,500 万円 法人 3,000 万円
達成目標 (事業実施年度後 3 年度内の取組内容)	必須目標（付加価値額の拡大）のほか、配分基準の加点時に目標として掲げたものは必須目標となる。該当しない場合は選択目標から 1 つ選択すること。 【必須目標】 ●付加価値額の拡大 ※付加価値額 = 収入総額 - 費用総額 + 人件費 【選択目標】 ① 経営面積の拡大 ② 経営管理の高度化 ③ 農業者の育成 ④ 女性の取組 ⑤ グローバル産地の計画と連携 ⑥ 他産業との連携（先進的農業経営確立支援タイプ） ⑦ 多様な人材の育成・確保（先進的農業経営確立支援タイプ）		必須目標（付加価値額の拡大）のほか、配分基準の加点時に目標として掲げたものは必須目標となる。該当しない場合は選択目標から 1 つ選択すること。 【必須目標】 ●付加価値額の拡大 【選択目標】 ① 経営面積の拡大 ② 経営管理の高度化 ③ 農業者の育成 ④ 女性の取組 ⑤ 輸出の取組

※強い農業・担い手づくり総合支援事業は令和元年度、担い手確保・経営強化支援事業は平成 30 年度補正事業における内容を記載しています。補助事業を選択する際に参考にしてください。

※ 事業内容及び目標内容等は、変更される可能性があります。ご承知おきください。

【申込方法】 お申込みは、下記の書類をご記入の上、**郵送・FAX・メール**にてご提出ください。

※あて先等については、応募用紙上部の記載をご参照ください。

- (1) 応募用紙 1 枚
- (2) 配分基準チェック表 申請したい事業の配分基準チェック表（両面） 各 1 枚

【問い合わせ先】 浜松市農業振興課 担い手支援グループ 電話：053-457-2331

2 【事前のお知らせ】

年末に営農に関するアンケート調査を実施します！

～「人・農地プラン」の実質化に向けた全担い手対象の営農に関するアンケート調査です～

①「人・農地プラン」とは？

各地域の農業について、担い手がいるのか、いないのか等の「人(担い手農業者※1)」「農地」の現状や将来像、地域農業が抱える課題やその解決案などをまとめた計画(プラン)です。

※1) 担い手農業者…今後、地域の農業を担っていく農業者

②なぜ今、実質化？

法律の改正等に伴い、「人・農地プラン」の実質化が必要となりました。現在の「浜松市人・農地プラン」は認定農業者などの個々の経営状況を掲載してある、というものにとどまっており、国が求めている「実質化された人・農地プラン」になっているとは言えません。

このため、国が定めた期限の令和2年度末を目標に、市内を37地区(※2)に分け、人・農地プランの実質化に向けた作業を進めます。

※2) 地区のイメージ…積志、長上、神久呂、雄踏、五島、新津、都田、細江、三ヶ日、浜名、北浜、龍山、春野など

③何に使われるの？

地域の農業関係者(※3)が、今後の地域農業の方向性を共有し、限られた人材や農地、資金等を有効活用するための検討材料となります。

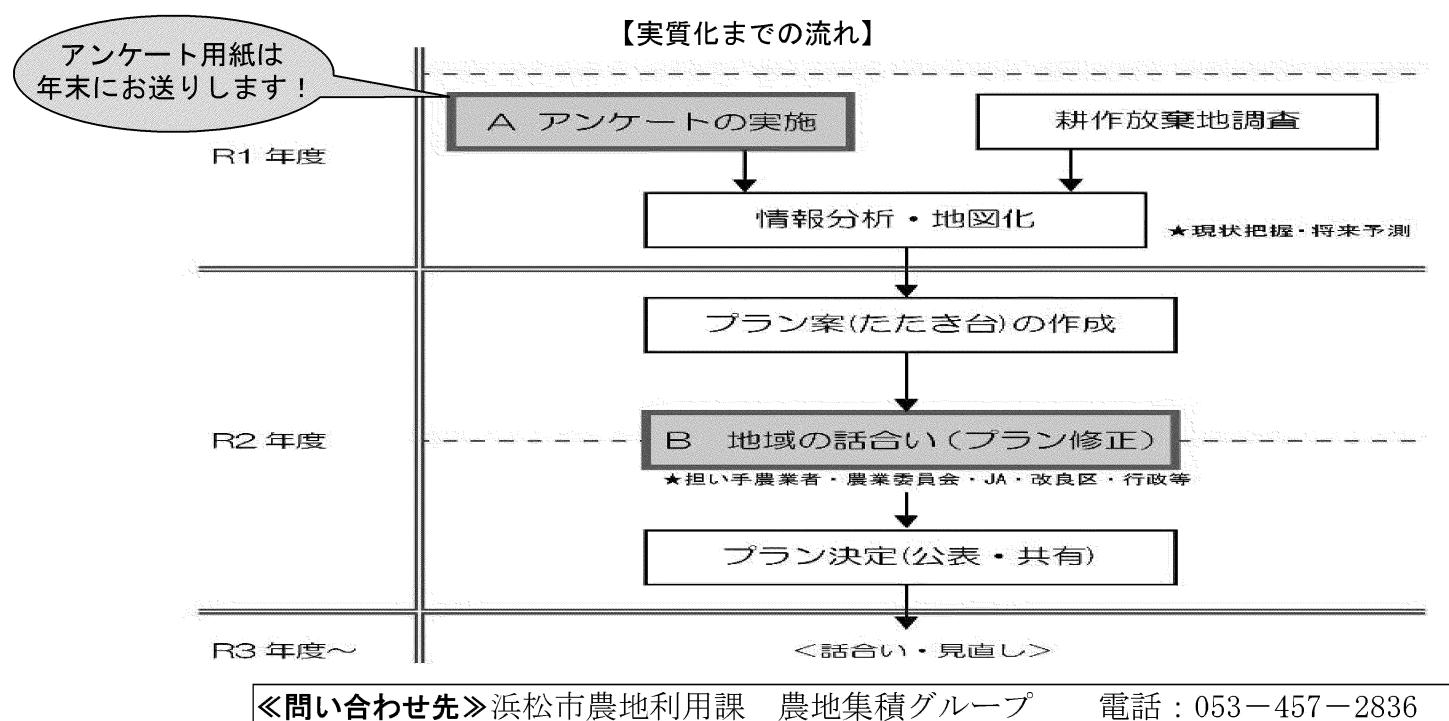
また今後、実質化されたプランに登録されている「人(担い手農業者)」や「地域」であることが、様々な農業関係の補助制度を受ける際の要件になります。

※3) 地域の農業関係者…担い手農業者、農業委員会、農協、土地改良区・水利組合、行政等

◎プランの実質化に向け認定農業者、認定新規就農者、認定就農者の皆さんには

A : 令和元年度(年末) : 2~3年後の経営目標などについてのアンケート調査

B : 令和2年度(秋頃) : 耕作している地区ごとに実施する「地域の話し合い」への参加をお願いします。



3 【事業の紹介】耕作放棄地対策について

平成22年度より国県市の協調により、耕作放棄地の再生工事費を助成し、市内で約80haの耕作放棄地の再生を推進してきましたが、平成30年度をもって国の制度が終了しました。

しかし、農地の有効利用を図るために、今後も耕作放棄地の再生が必要なことから、令和元年度より耕作放棄地再生に係る新たな市単独の助成事業を実施しています。

A 荒廃農地再生事業

耕作地の集積・集約化に支障となっている耕作放棄地の再生工事費を助成します。

【助成内容】・総事業費(①+②)が(消費税抜き)200万円未満であること。

対象メニュー	交付額
①再生費（草刈・伐採・伐根・耕起・廃棄物処分等）	経費の全額
②土壤改良費（肥料・堆肥）	経費の全額(5.0万円/10aを上限に交付)

※消費税分は補助対象外

【申請者】

- 認定農業者、認定新規就農者、認定就農者に限る。

【対象地】

- 数年放棄されていた耕作放棄地
- 申請者の耕作地の「隣接の耕作放棄地」又は「同一区画内に唯一残る耕作放棄地」
- 再生後、5年以上耕作すること。
- 6年以上の使用貸借(賃料0円)の利用権設定すること。
- 自己所有地は対象外（再生利用を目的に直近で購入した農地は除く。）

B 再生農地営農支援事業

再生した農地の肥料や種苗経費を最大3年助成します。

【助成内容】

対象メニュー	交付額	備考
土壤改良費（肥料・堆肥）	経費の1/2(2.5万円/10aを上限に交付)	年1回×最大3年間
営農定着費（農薬・種苗）	経費の1/2(2.5万円/10aを上限に交付)	年1回×最大3年間
再生で発生した廃棄物の処分費	経費の1/2(5.0万円/10aを上限に交付)	1回限り

※消費税分は補助対象外

【申請者】

- 認定農業者、認定新規就農者、認定就農者に限る。

【対象地】

- 数年放棄されていた耕作放棄地を再生させる農地（申請前年までに再生させた農地も含む。）
※（補助制度を活用せず）農業者が自ら作業、又は自己経費で再生させる（再生させた）農地も対象となります。この場合、耕作放棄地の再生を立証できる資料をご用意ください。（再生前写真、発注工事の領収書等）
- 利用権を設定すること。（設定年数、使用貸借・賃貸借は不問）
- 自己所有地は対象外（再生利用を目的に直近で購入した農地は除く。）

令和元年度の申込みは終了しています。令和2年度の補助金要望調査は年末に実施予定です。

（改めて問い合わせ等でご案内します。）

自分で再生した農地でも使えます！

《問い合わせ先》 浜松市農地利用課 農地集積グループ 電話：053-457-2836

第22回全国農業担い手サミットinしづおか 西部地域情報交換会における食材提供者大募集

本年静岡県で開催される「第22回全国農業担い手サミットinしづおか」において、12月5日夜にホテルコンコルド浜松で開催される西部地域情報交換会（全国の生産者等約500人参加）へ食材を無料で提供してくださる方を募集しています。ご協力のお気持ちのある方は下記まで連絡をお願いします。

第22回全国農業担い手サミットinしづおか概要

目的 全国の意欲ある農業の担い手が一堂に会し、相互交流を通じ、農業経営の現状・課題の認識、経営改善と地域農業・農村の発展を目指す。

時期 令和元年12月4日～6日

会場 グランシップ（12/5昼）、ホテルコンコルド浜松他（12/5夜）

規模 参加者2,200人程度（農業者、関係機関・団体など）

・要件 浜松市内及び湖西市内の農業者

・特典 情報交換会会場にお礼の看板を設置し、食材提供者として紹介

・締切 令和元年10月4日（金）

連絡先 第22回全国農業担い手サミットinしづおか西部地域運営委員会事務局

（静岡県西部農林事務所生産振興課内）

住所：〒430-0929 静岡県浜松市中区中央1丁目12-1

電話：053-458-7212（FAX 7168） メール：seinou_seisan@pref.shizuoka.lg.jp